

毎週火、金曜日発行（但休日には、翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 魚市場の登録
- 米穀小売販売業者甲の業者登録
- 米飯提供業者の登録
- 土地の公用廃止
- めん羊及び山羊の定期種牡畜検査の実施
- ひな白痢の検査の実施
- 大字の区域変更
- 公共測量の実施
- 豚コレラの予防注射の実施
- ◇選挙長告示 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の委員の候補者

告示

鳥取県告示第三百四十七号

鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九

号）第四条第一項の規定により、昭和三十五年七月七日魚市場として次のとおり登録した。

昭和三十五年七月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請者の住所氏名

米子市中町二〇番地 米子市長 野 坂 寛 治

市場の名称及び所在地

名称 米子市営魚市場

所在地 米子市灘町一丁目一四番地

登録番号

第壹号

昭和三十五年七月七日から
昭和四十年七月六日まで

鳥取県告示第三百四十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）

第二十二條の二第二項の規定により、昭和三十五年七月二十二日次の者に対し、小売販売業者甲の業者登録をした。

昭和三十五年七月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 氏 名 住 所 営業所の所在地 事業区域

三八〇 井戸垣 澈 男 鳥取市立川町二丁目六〇 住所に同じ 鳥取市第一

鳥取県告示第三百四十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）

二日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十五年七月二十

昭和三十五年七月二十九日

登録番号

氏 名

名称又は屋号

住

所

営業所の所在地

六三五

松本万寿夫

鳥取県西部勤労者消費生活協同組合

米子市四日市町八九番地

住所に同じ

鳥取県告示第三百五十号

次の土地は、昭和三十五年七月十五日からその公用を廃止した。

昭和三十五年七月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

地

目

面

積

倉吉市鴨河内字天神河原

八二八ノ一、八六六ノ一、八六九、八七三、
八七八ノ三、八八六ノ三、八七〇、八七五、
八七六、八七九、八八一、
一三七七、一三八〇、
一三七六、一三八三、一四六八、一四六七、
一三七九、一四六六、

堤塘敷

六七六坪三合八勺

同 字高見分

一三七七、一三八三、一四六八、一四六七、
一三七九、一四六六、

堤塘敷

六七六坪三合八勺

鳥取県告示第三百五十一号

鳥取県種牡畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条の規定によるめん羊及び山羊の定期種牡畜検査を次のとおり実施する。

昭和三十五年七月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

八頭郡	検査期日	検査時間	検査場所
	八月十五日	午前十時	山形農協
	十六日	"	智頭家畜市場
	十七日	午前九時	上私都農協
	"	午後一時	中私都"
	"	午後一時	下私都"
	"	二時	那家"
	十八日	午前九時	西郷"
	"	十時	八上"
	十九日	"	佐治"
	二十日	九時	国中"

	八月一日	午前九時	岩井農協
	二日	"	浦富家畜市場
	三日	"	津ノ井農協
	四日	"	大岩"
	五日	"	福部"
	十日	午後一時	小田"
	十一日	"	字倍野"
	十三日	"	美保"
	十五日	"	米里"
	二十日	午前九時	吉岡"
	二十三日	十時	大郷"

変更前の大字の区域				変更後の大字の区域			
大字	字	地番	地積	大字	字	地番	地積
久留	古道下	三三三ノ一 三三三ノ二 三二四 三一五 三一六	反 九一三 一、七二七 、八〇四 、七二八 、六一八	長瀬	二ノ千石	一九八二ノ一 一九八一ノ一 一九八〇ノ一 一九七九ノ三 一九七七ノ一二	反 九一三 一、七二七 、八〇四 、七二八 、六一八

鳥取県告示第三百五十四号

次のとおり公共測量を実施する旨、岡山農地事務局長から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十六号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十五年七月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 中海沿岸路線測量
- 二 作業期間 昭和三十五年六月二十日から同年十月

三 作業地域

三十一日まで

境港市外江町字桑木原、同市渡町字中大沢同市大字渡地先堤防

米子市彦名町字高瀬下地先及び字上栗

島地先海岸同市旗ヶ崎字柿木谷灘、同市

城山

同市祇園町二丁目二六一番地の一山林

地内

鳥取県告示第三百五十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十五年七月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射、駆除の方法
豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
八月四日	米子市、境港市、西伯郡一円	各豚舎巡回注射

五日	〃	〃	〃
六日	〃	〃	〃
八日	〃	〃	〃
九日	〃	〃	〃
十日	〃	〃	〃
十一日	〃	〃	〃
十二日	〃	〃	〃
十三日	〃	〃	〃
十六日	〃	〃	〃
十七日	〃	〃	〃
十八日	〃	〃	〃
十九日	〃	〃	〃

鳥取海区漁業調整委員会 委員選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第三号

昭和三十五年八月九日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の委員の候補者として、次のとおり届出があつた。
昭和三十五年七月二十九日

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙選挙長 網 師 銀 藏

届出受 理番号	届出月日	届出 の別	候補者氏名	住 所	生年月日	党 派	職 業
二	七月二十八日	本人	なかむら うめぞう 村 梅 藏	岩美郡岩美町大字網代 一六	明治三五、 一五	無所属	漁業
三	七月二十八日	同	きたばし のぶいち 北 端 信 一	東伯郡泊村大字泊一、 五二一	明治三一、 一一	無所属	漁業

昭和四年四月十五日第三種郵便 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月極 二〇円(送料共)] 印刷所 県